

新型コロナウイルス感染症対策事業

物価の高騰による家庭や事業者の負担を軽減するために

7月検針分の上水道料金を減免します



【問い合わせ】水道課業務担当(☎282-1711 内線1156)

対象▼7月15日時点で、村内で水道を使用している一般世帯および事業者等

免除額▼上水道料金1検針分(7月の検針分)

その他▼免除を受けるに当たり、必要な手続きはありません。▽お手元に届く7月検針分の検針票(納付書払いの方は納付書)で、上水道料

金が0円と記載されていることをご確認ください。▽下水道使用料は今回の免除(減免)対象とはなりません。



水は限られた資源です。
大切にご使用ください。

令和4年度 **新たに住民税非課税世帯等**になった世帯の皆さんへ

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付を受けるには、手続きが必要です

【問い合わせ】地域福祉課地域福祉推進担当(役場行政棟1階 〒319-1192 東海3-7-1 ☎282-1711 内線1139)

令和4年度 給付対象

すでに、**令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金(非課税世帯・家計急変)**の給付を受けている世帯や当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、**対象となりません**のでご注意ください。

【①住民税非課税世帯】

基準日(令和4年6月1日)において、東海村に住民登録があり、世帯全員が令和4年度市町村住民税均等割額を課税されていない(令和3年の収入が課税額に満たない)世帯 ※世帯の全員が市町村住民税均等割非課税であっても、他世帯の被扶養者のみで形成される世帯は対象外です。

【②家計急変世帯】

令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同等の収入に落ち込んだと認められる世帯

給付額

1世帯につき10万円

申請方法

【住民税非課税世帯】

■**令和3年12月10日以前から世帯の全員が村内にお住まいの場合**

村から、7月上旬(予定)に給付内容や確認事項が

記載された確認書を送付します。内容を確認の上、返信用封筒で地域福祉課へ提出してください。※対象と見込まれるにもかかわらず、7月下旬になっても確認書が届かない場合は、別途申請が必要か、別世帯の方の扶養に入っている可能性があります。その場合は、親族等扶養者となっている可能性がある方に一度ご確認ください。

■**令和3年12月11日以降に村内に転入した世帯員がいる場合**

申請が必要です。総合案内(役場行政棟1階)備え付けまたは、村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送またはお越しの上、地域福祉課へ提出してください。

※▽令和4年6月1日時点で村外に住んでいた世帯は、その時点でお住まいの市町村へお問い合わせください。▽令和3年12月10日時点の住所が、現住所と異なる方は、記載された住所地の市町村に支給の有無を確認する場合があります。

【家計急変世帯】

申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送またはお越しの上、地域福祉課へ提出してください。

村では、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けた家庭や事業者を支援し、その負担を軽減することを目的に、以下の施策に取り組みます。

子どもたちの健やかな成長・学生等の生活を支援するために

「給食食材物価高騰緊急対策補助金」・「東海村奨学生等緊急支援金」

【問い合わせ】学校教育課(☎282-1711 ①…学校教育担当(内線1413)②…企画総務担当(内線1412))

【①給食食材物価高騰緊急対策補助金】

▶児童・生徒分のパン等の主食代1,247万円を補助

食材等の値上げが相次ぐ中でも、子どもたちの成長期において必要な栄養価を満たす給食を安定的に供給するため、児童・生徒分のパン・ソフト麺の購入費用を各学校に補助します。

【②東海村奨学生等緊急支援金】

▶東海村奨学金制度利用者へ1人につき4万円を給付

対象▼東海村奨学金制度を利用し、東海村奨学金の貸与・返還をしている奨学生

その他▼申請が必要です。対象となる方に、7月下旬ごろ申請方法を記載した案内を送付します。

児童扶養手当受給者等の皆さんへ

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

【問い合わせ】子育て世帯生活支援特別給付金担当(子育て支援課内 ☎282-1711 内線1187)

給付対象

令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育する父母等で次のいずれかに該当する世帯 ※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象となります。

【低所得のひとり親世帯】

令和4年4月分の児童扶養手当受給者等の世帯

【その他低所得の子育て世帯】

令和4年4月分の児童手当または、特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯

給付額

児童1人につき5万円

支給方法等

各種手当を支給している口座へ振り込むため、申請は不要です。※▽一部申請が必要な場合があります。申請方法など詳細は、お問い合わせください。▽給付金の受給を希望しない場合は、受給拒否の届出書の提出が必要です。

【低所得のひとり親世帯】(茨城県から支給)

令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます(6月振込予定)。

■次に当てはまる方は申請が必要です

▼公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る)方

▼令和4年1月以降の家計急変者(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準である方)

【その他低所得の子育て世帯】(村から支給)

令和4年4月分の児童手当または、特別児童手当を支給している口座に振り込みます(7月振込予定)。

■次に当てはまる方は申請が必要です

▼公務員である児童手当受給者

▼高校生のみを養育する方

▼離婚した(協議中を含む)または、DV避難中の方

▼令和4年1月以降の家計急変者(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当となった方)

※住民税非課税世帯が主な対象となります。申告がお済みでない方や収入が無かったため住民税の申告をしていない方等は、申告するようお願いいたします。未申告の場合、本給付金を速やかに受け取れない場合があります。